

第91期
定時株主総会招集ご通知

開催日時：平成27年６月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所：ホテルラングウッド　２階
「鳳凰の間」

書面による議決権行使期限：
平成27年６月23日（火曜日）午後５時20分

目　次

第91期　定時株主総会招集ご通知 1
（添付書類）
事業報告 2
連結計算書類 20
計算書類 30
監査報告書 38
株主総会参考書類 41
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

証券コード:6310

井関農機株式会社

証券コード　6310
平成27年6月9日

株主各位

愛媛県松山市馬木町700番地
井関農機株式会社
取締役社長　木村　典之

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年６月23日（火曜日）午後５時20分までに到着するよう折り返しご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1.日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
2.場　　所　東京都荒川区東日暮里５丁目50番５号
　　ホテルラングウッド　２階　「鳳凰の間」
3.目的事項
　報告事項　1. 第91期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2. 第91期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第1号議案　剰余金の処分の件
　　第2号議案　定款一部変更の件
　　第3号議案　取締役10名選任の件
　　第4号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎添付書類（監査報告書除く）および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.iseki.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

事業報告 [平成26年４月１日から平成27年３月31日まで]

1.企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一連の経済対策を背景とした円安・株高の定着により、輸出関連等の企業に恩恵が見られましたが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が見られ、また先行き経済に対する慎重な見方もあり、全体としては不透明な状況が続きました。また、世界経済においては、米国の量的金融緩和策縮小への動きや、欧州地域での財政不安定、中国や他の新興国での先行きが不透明な要素があり、本格的な回復には今しばらく時間を要するものと思われます。

一方、国内農機市場においては、米の余剰感から米価が下落傾向となり、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響と相まって、農家の農機購買意欲の減退が現実のものとなり、市場は冷え込み、販売競争も激化いたしました。

このような状況の中、当社グループは、国内においては新商品の投入や顧客対応の充実を図るなど、販売量の拡大に努めてまいりました。また、海外においては北米、欧州向けに新商品を投入するなど拡販に努めましたが、結果的に当社グループの連結経営成績は以下のとおりとなりました。

[当期連結業績]

当期の売上高は、前期比117億１千１百万円減少し1,574億１千７百万円(前期比6.9%減少)となりました。

国内においては、米価下落等の要因による、農家の農機購買意欲の減退により、市場は冷え込み、販売競争も激化し、農機製品、作業機の売上高が大幅に減少した結果、国内売上高は、前期比110億１千8百万円減少し1,319億５千６百万円(前期比7.7%減少)となりました。

海外においては、欧州向けの新商品投入が寄与しましたが、連結子会社であった井関農機（常州）有限公司を第1四半期連結会計期間末より連結範囲から除外したことにより、海外売上高は、前期比６億９千３百万円減少し254億６千万円(前期比2.7%減少)となりました。

営業損益は、減収による粗利益の減少、販管費の増加等により前期比79億６百万円減少し５億３千５百万円の営業損失となりました。

経常利益は、前期比77億８千６百万円減少し４億９千９百万円(前期比94.0%減少)となりました。

当期純損益は、前期比67億６千６百万円減少し３億１千９百万円の純損失を計上することとなりました。

[当期個別業績]

当期の売上高は922億５千２百万円(前期比13.3%減少)、営業損失は26億６千万円、経常損失は１億９千８百万円、当期純損失は９億４千２百万円となりました。

(百万円)

区　分	当社グループ（連結）		当社（単体）	
	前　期	当　期	前　期	当　期
売上高	169,129	157,417	106,459	92,252
営業利益（△は損失）	7,371	△535	1,975	△2,660
経常利益（△は損失）	8,285	499	4,580	△198
当期純利益（△は純損失）	6,447	△319	3,834	△942

[商品別販売実績]

当社グループの商品別売上高の概況は以下のとおりであります。

(百万円)

商品名		売上高	前期比増減率
整地用機械	(トラクタ、耕うん機、乗用管理機、芝刈機等)	52,273	4.6%
栽培用機械	(田植機、野菜移植機)	11,870	△32.6%
収穫調製用機械	(コンバイン、バインダ、ハーベスタ、籾すり機、乾燥機、野菜収穫調製機等)	24,322	△16.9%
作業機・補修用部品		34,867	△6.7%
その他農業関連	(農業用施設工事、農業用資材等)	34,083	△2.3%
合計		157,417	△6.9%

商品別売上高構成比率

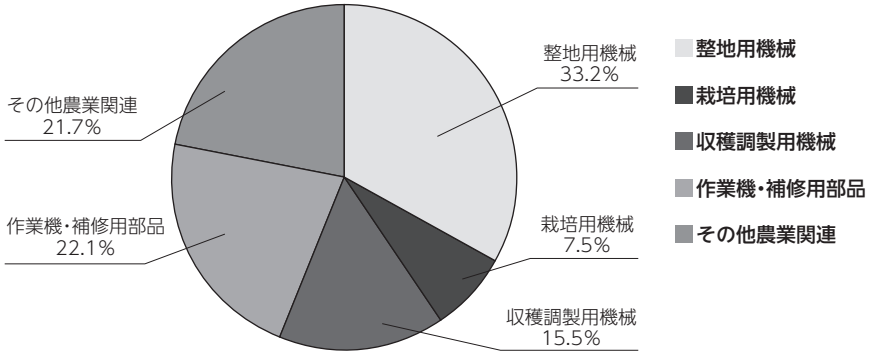

国 内

整地用機械(トラクタ、乗用管理機など)は316億３千４百万円(前期比5.1％減少)、栽培用機械(田植機、野菜移植機)は97億６千４百万円(前期比10.3％減少)、収穫調製用機械(コンバインなど)は239億９千６百万円(前期比15.1％減少)、作業機・補修用部品は330億７千５百万円(前期比8.2％減少)、その他農業関連(施設工事など)は334億８千５百万円(前期比2.7％減少)となりました。

(百万円)

商品名	売上高	前期比増減率
整地用機械	31,634	△5.1％
栽培用機械	9,764	△10.3％
収穫調製用機械	23,996	△15.1％
作業機・補修用部品	33,075	△8.2％
その他農業関連	33,485	△2.7％
合　計	131,956	△7.7％

海 外

整地用機械(トラクタなど)は206億３千９百万円(前期比24.0％増加)、栽培用機械(田植機など)は21億５百万円(前期比68.7％減少)、収穫調製用機械(コンバインなど)は３億２千５百万円(前期比68.2％減少)、作業機・補修用部品は17億９千２百万円(前期比37.0％増加)、その他農業関連は５億９千８百万円(前期比33.3％増加)となりました。

(百万円)

商品名	売上高	前期比増減率
整地用機械	20,639	24.0％
栽培用機械	2,105	△68.7％
収穫調製用機械	325	△68.2％
作業機・補修用部品	1,792	37.0％
その他農業関連	598	33.3％
合　計	25,460	△2.7％

［次期の見通し］
国内では、経済対策や金融政策の継続による輸出環境の改善、好調な株式市場などを背景に、全体的には景気の不透明感が薄らいでいくものと考えられます。海外においては、米国景気の回復傾向があるものの欧州や中国での景気回復の遅れ、中東を中心とした政治の不安定化等、世界経済全体としては依然として不透明な状況にあると考えられます。
国内農業をとりまく環境は、TPP交渉が妥結に向かうとされ、その影響が懸念されるなか、農業に関する大型予算が引き続き計画されるなど、農業活性化に向けた取り組みが期待されています。一方、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響は和らぐことが予想されますが、米の余剰感から米価の動向は不透明であり、農家の農機購買意欲等、市場環境は不透明な状況が続くものと想定されています。当社グループは、「夢ある農業応援団！ＩＳＥＫＩ」を統一スローガンに、「省エネ・低コスト農機の提供」に加え、高品質な営業サービス提供やお客様の農業経営に合った提案を行う「お客様へのサポート力」を一層強化して、売上の確保、拡大を図ってまいります。
海外については、欧州市場・北米市場向けには顧客ニーズに合った「新たな戦略商品」を投入し、さらに欧州市場では、子会社化したISEKI France S.A.Sを中心に、市場を拡大してまいります。中国市場へは、東風井関農業機械有限公司を中心に、戦略商品を投入し、拡販を進めてまいります。また、将来の成長が見込まれる東南アジア市場には、インドネシア生産子会社であるPT. ISEKI INDONESIAによる戦略機の本格生産や、ISEKI SALES（THAILAND）CO.,LTD.によるタイ市場での拡販等により、井関ブランドの定着を図ってまいります。
収益面では、国内、海外とも増収を見込んでおり、増収による粗利益の増加に加え、人件費の大幅削減を見込む等、経費削減効果により増益になると見ております。
なお、平成27年６月24日に開催予定の定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、平成27年度より決算期（事業年度の末日）を３月31日から12月31日に変更することを予定しております。

(2)資金調達の状況

金融機関からの相対借入による長期資金の調達のほか、シンジケーション方式による短期コミットメントライン契約の更改を実施しました。

(3)設備投資等の状況

主に大規模営業拠点の整備や、新機種立上り設備、生産設備の更新、合理化・省力化及び省資源・省エネルギー化に対する設備のための投資、インドネシア新工場の建設等の投資を中心として、総額140億１百万円の設備投資を実施しました。

(4)利益配分に関する基本方針

当社は株主の皆様に対する配当の決定を最重要政策の一つと認識しており、連結業績のみならず、グループの財務体質や今後の事業展開、経営環境の変化などを総合勘案し、継続した配当の維持、向上を基本方針といたしております。当社の剰余金の配当は期末配当の年１回を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。

(5)対処すべき課題

当社グループは、激しく変化する経営環境の下、国内の安定した顧客基盤の確立と、グローバルな事業展開を加速し、将来に亘る発展を実現するために、グループの総力を挙げて以下の課題にスピードを上げて取り組んでまいります。

1)国内市場の変化への対応

国内農業は、従来の食用米を中心とした体系から、飼料米、畑作・野菜作等、栽培体系が多様化しており、また、農業の大規模化が進み、農業のIT化や農業機械のロボット化等、近年目覚ましい変化を遂げています。そのような国内市場環境の変化に適切に対応し、競争が激化する中でも、安定した顧客基盤の確立に向け、国内販売シェア20%の安定的確保に努めてまいります。

具体的には、平成26年４月の先端技術戦略会議の新設、平成27年４月の先端技術推進部の設置等、新技術・先端技術開発に対応すべく、組織的な推進に取り組んでおります。また、多様化する栽培体系・大規模化を中心とした営農形態の多様化に対しては、様々な提案ができる人材の育成に力を入れるとともに（アグリヒーロー応援プロジェクト)、整備工場の大型化を推進しており、大型機械の点検・整備への対応力強化を図っております。さらに、平成27年10月には、「日本の農業を担う先端営農技術研究と普及支援」の拠点として、「夢ある農業総合研究所」を設立する予定であり、ハードとソフトの両面で、高品質な営業サービス力の提供やお客様の農業経営に合った提案を行なうことにより、お客様への「サポート力」を強化し、一層の顧客満足度の向上を図り、国内販売の拡大を図ってまいります。

2)グローバル戦略の本格展開

海外については、欧州・北米・中国の3つの既存市場に加え、機械化の進展がめざましい東南アジアを視野に入れて、海外展開を加速し、海外売上高比率20%の早期達成を図ります。

欧州ならびに北米市場等については、顧客のニーズに合わせた「新たな戦略的商品」を投入することにより、更に売上の拡大に努めてまいります。特に欧州については、ISEKI France S.A.Sの子会社化を契機に、売上・シェア拡大に注力してまいります。

また、農業の機械化が急速に進む中国市場へは、事業統合した東風井関農業機械有限公司に対する新商品投入や開発のスピードを速め、取り組み強化を図ります。将来の成長が見込まれる東南アジア市場では、生産を本格化したPT. ISEKI INDONESIAの操業安定化と、販売を開始したISEKI SALES (THAILAND)CO.,LTD.の販売力の強化により、井関ブランドの定着を図ってまいります。

加えて、地域に根ざした開発、生産、販売、サービス体制の強化に努め、多様な市場ニーズに対応して事業展開の拡大を図ってまいります。

3)コンプライアンスの徹底

当社は、施設工事の入札に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会による立ち入り検査を受け、平成27年3月26日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、連結子会社である株式会社ヰセキ北海道においても、平成26年7月に施設工事の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受けており、当社及び株式会社ヰセキ北海道は当該検査に全面的に協力しております。

当社は本件の重大性を強く認識し、再発防止策を策定・実践し、再発防止に努めております。

体制面では平成27年5月1日付で、施設業務に対する監査・モニタリング機能を有している施設監理室を、内部統制・監査部に移し、併せて、内部統制・監査部を、業務執行部門から独立した経営監理委員会の下に置く体制といたしました。また、施設事業に関する行動指針、マニュアルを見直すとともに、販売子会社を含めた研修の充実を図っております。

新体制の下、今後とも、更なる法令順守の徹底、内部統制の充実に努めてまいります。

(6)財産および損益の状況の推移

区　分		第 88 期 平成24年３月期	第 89 期 平成25年３月期	第 90 期 平成26年３月期	第91期（当期） 平成27年３月期
売上高	(百万円)	145,252	155,697	169,129	157,417
経常利益	(百万円)	3,898	5,414	8,285	499
当期純利益（△は純損失）	(百万円)	2,727	3,979	6,447	△319
１株当たり当期純利益（△は純損失）	(円)	11.87	17.32	28.06	△1.40
総資産	(百万円)	172,554	179,028	197,628	204,138
純資産	(百万円)	58,189	62,927	68,734	71,065

（注）１株当たり当期純利益（△は純損失）は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

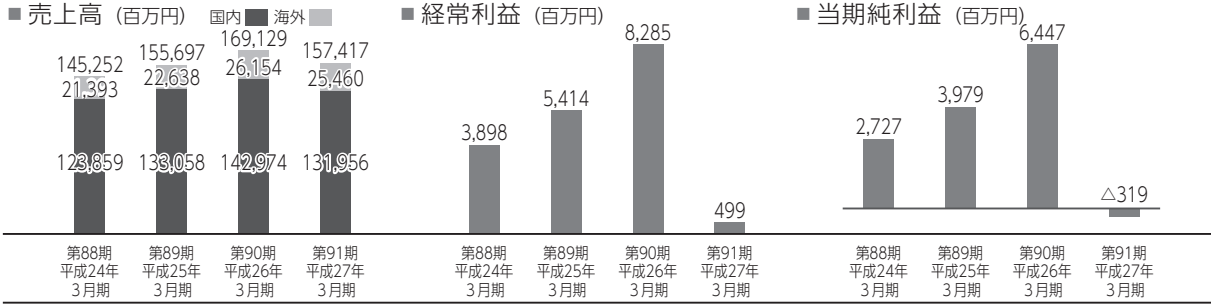

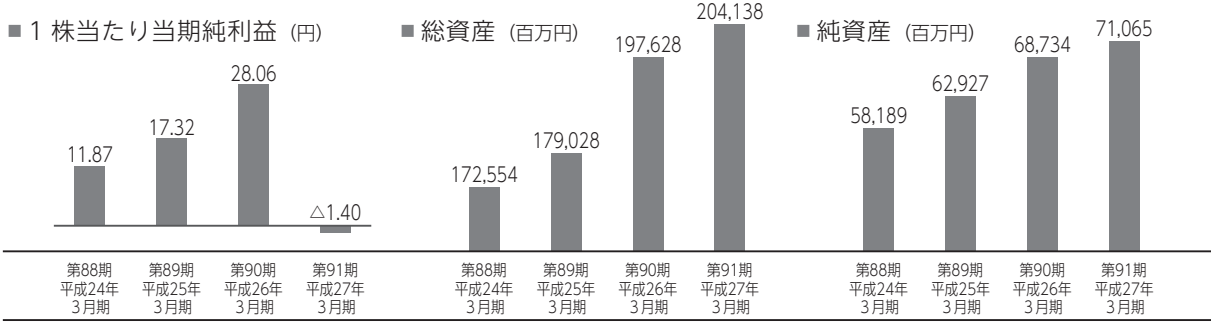

(7)重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社ヰセキ北海道	167	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社ヰセキ東北	364	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社ヰセキ関東	329	100.0	農業用機械器具の販売
群馬ヰセキ販売株式会社	45	46.7	農業用機械器具の販売
株式会社ヰセキ信越	97	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社ヰセキ北陸	138	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社ヰセキ東海	81	100.0	農業用機械器具の販売
三重ヰセキ販売株式会社	40	49.0	農業用機械器具の販売
株式会社ヰセキ関西	180	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社ヰセキ中国	174	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社ヰセキ四国	72	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社ヰセキ九州	490	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社ISEKIアグリ	80	100.0	農業用機械器具の販売
ISEKI France S.A.S	(千ユーロ)612	0.0	農業用機械器具の販売
株式会社井関松山製造所	3,000	100.0	農業用機械器具の製造
株式会社井関熊本製造所	80	100.0	農業用機械器具の製造
株式会社井関新潟製造所	300	100.0	農業用機械器具の製造
株式会社井関邦栄製造所	300	100.0	農業用機械器具の製造
PT. ISEKI INDONESIA	(千米ドル)18,750	95.0	農業用機械器具の製造
株式会社井関松山ファクトリー	10	100.0	農業機械部品の組立、加工
株式会社井関重信製作所	80	0.0	農業用機械器具の製造
北日本床土株式会社	10	0.0	培土の製造、販売
株式会社井関物流	20	100.0	貨物運送取扱業
株式会社ISEKIトータルライフサービス	80	100.0	生活関連商品の販売、厨房機器の販売、建築物の設計、施工

(注) 1．株式会社井関重信製作所は、株式会社井関松山製造所の100%子会社で、連結対象会社であります。
2．北日本床土株式会社は、株式会社ヰセキ北海道の100%子会社で、連結対象会社であります。
3．平成26年５月27日付で、井関農機(常州)有限公司は、持分法適用関連会社である東風井関農業機械有限公司に事業統合されたため、同社を連結の範囲から除外しております。
4．平成26年７月22日付で、YVAN BEAL S.A.Sの株式を100%保有する株主YB Holding S.A.Sの全株式を取得し連結子会社にしております。尚、平成27年１月13日付で、両社はISEKI France S.A.SとISEKI France Holding S.A.Sに社名変更しております。
5．当社は平成27年３月31日付で、株式会社井関植木製作所の株式全てを譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(8)主要な事業内容

事　業		内　容
農業関連事業	開発部門	主に当社で農業機械の開発、設計を行っております。
	製造部門	㈱井関松山製造所、㈱井関熊本製造所、PT. ISEKI INDONESIAほか５社ならびに東風井関農業機械有限公司で農業機械の製造ならびに部品加工等を行っております。
	販売部門	国内は、販売子会社13社ならびに販売提携先を通じて販売しております。 海外は、ISEKI France S.A.S、東風井関農業機械有限公司ならびに現地販売代理店、販売提携先等を通じて販売しております。

(9)主要な事業所

①当社

名　称	所在地	名　称	所在地
本社	愛媛県松山市	技術サービスセンター	茨城県つくばみらい市
本社事務所	東京都荒川区	中央研修所	茨城県つくばみらい市
砥部事業所	愛媛県伊予郡	茨城センター	茨城県稲敷郡
熊本事業所	熊本県上益城郡	関西事業所（インプル）	滋賀県近江八幡市

②子会社

名　称	所在地	名　称	所在地
株式会社ヰセキ北海道	北海道岩見沢市	株式会社ISEKIアグリ	東京都荒川区
株式会社ヰセキ東北	宮城県岩沼市	ISEKI France S.A.S	フランス ピュイドドーム県 オービエール市
株式会社ヰセキ関東	茨城県稲敷郡	株式会社井関松山製造所	愛媛県松山市
群馬ヰセキ販売株式会社	群馬県前橋市	株式会社井関熊本製造所	熊本県上益城郡
株式会社ヰセキ信越	新潟県新潟市	株式会社井関新潟製造所	新潟県三条市
株式会社ヰセキ北陸	石川県金沢市	株式会社井関邦栄製造所	愛媛県松山市
株式会社ヰセキ東海	愛知県安城市	PT. ISEKI INDONESIA	インドネシア 東ジャワ州 ルンバン市
三重ヰセキ販売株式会社	三重県津市	株式会社井関松山ファクトリー	愛媛県松山市
株式会社ヰセキ関西	兵庫県加古川市	株式会社井関重信製作所	愛媛県東温市
株式会社ヰセキ中国	広島県東広島市	北日本床土株式会社	北海道上川郡
株式会社ヰセキ四国	愛媛県伊予市	株式会社井関物流	愛媛県松山市
株式会社ヰセキ九州	熊本県上益城郡	株式会社ISEKIトータルライフサービス	東京都荒川区

(10)従業員の状況

当社グループの使用人の状況

従業員数	前期末比増減
6,039 (名)	△256 (名)

(注) 従業員数は就業人員数で記載しております。

(11)主要な借入先

借入先	借入金額
株式会社みずほ銀行	7,840百万円
農林中央金庫	3,565
三井住友信託銀行株式会社	3,429
株式会社伊予銀行	2,309
シンジケートローン	8,400

2.会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数　696,037,000株
(2)発行済株式の総数　225,890,789株（自己株式3,959,147株を除く）
(3)株主数　27,905名
(4)大株主（上位10名）

大株主の氏名	持株数	持株比率
株式会社みずほ銀行	10,708千株	4.74%
農林中央金庫	8,687	3.84
三井住友信託銀行株式会社	8,000	3.54
ヰセキ株式保有会	6,130	2.71
株式会社伊予銀行	5,800	2.56
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,345	1.92
三井住友海上火災保険株式会社	4,193	1.85
井関営業・販社グループ社員持株会	3,650	1.61
共栄火災海上保険株式会社	3,527	1.56
日本梱包運輸倉庫株式会社	3,417	1.51

（注）当社は、自己株式3,959,147株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

所有者別株式分布数(ご参考)

発行済株式の総数225,890千株(自己株式を除く)

内訳	所有株式数	所有株式数の割合
個人株主・その他	93,094千株	41.21%
金融機関	74,093	32.80
その他国内法人	39,720	17.59
外国法人・個人	13,470	5.96
証券会社	5,511	2.44

所有株式数の割合

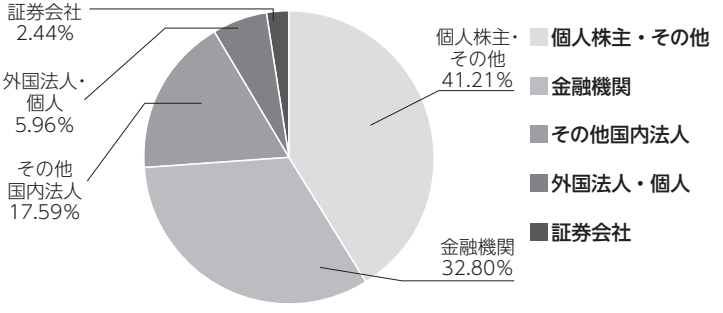

3.会社の新株予約権等に関する事項

(1)当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

平成26年７月30日開催の取締役会決議による新株予約権
（井関農機株式会社新株予約権2014年）

・新株予約権の払込金額
　１株あたり229円
・新株予約権の行使価額
　１株あたり　１円
・新株予約権の行使期間
　平成26年８月26日～平成51年８月25日
・新株予約権の行使条件
　新株予約権者は、割当日後３年間は新株予約権を行使することができません。
　ただし、任期満了による退任または定年による退職により当社の取締役、監査役、執行役員および理事のいずれの地位も喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができます。
　その他の条件については当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	325個	325,000株	9名
監査役 （非常勤監査役を除く）	76	76,000	4

(2)当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

該当事項はありません。

(3)その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役の氏名等

氏　名	地位および担当	重要な兼職の状況
南　　健　治	取締役会長(代表取締役)兼 会長執行役員	―
木　村　典　之	取締役社長(代表取締役)兼 社長執行役員	―
多　田　　進	専務取締役(代表取締役)兼 専務執行役員 人事部管掌、総合企画部担当、IR・広報室担当、事務企画部担当	―
菊　池　昭　夫	専務取締役(代表取締役)兼 専務執行役員 営業本部長、営業本部担当	―
木　下　榮一郎	専務取締役(代表取締役)兼 専務執行役員 開発製造本部長、開発製造本部担当	―
真　木　康　則	常務取締役 兼 常務執行役員 財務部担当、内部統制・監査部担当	―
豊　田　佳　之	常務取締役 兼 常務執行役員 海外営業本部長、海外営業本部担当	―
鎌　田　　寛	常務取締役 兼 常務執行役員 人事部担当、コンプライアンス担当	―
新　　真　司	取締役 兼 執行役員 営業本部副本部長、総務部担当、松山総務部担当、熊本総務部担当、新潟総務部担当	―
岩　﨑　　淳	取　締　役	公認会計士
亀　川　正　晴	常勤監査役	―
槻　谷　俊　文	常勤監査役	―
木　元　誠　剛	常勤監査役	―
岡　　厚　志	常勤監査役	―
田　中　省　二	監　査　役	弁　護　士

(注) 1．取締役岩﨑淳氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
なお、当社は、岩﨑淳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2．常勤監査役槻谷俊文、常勤監査役木元誠剛、常勤監査役岡厚志および監査役田中省二の各氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
なお、当社は、田中省二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．平成26年６月25日開催の第90期定時株主総会において、岡厚志氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
4．平成26年６月25日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって、安永紀雄氏は監査役を辞任により退任いたしました。
5．当事業年度中に辞任した取締役
該当事項はありません。

(2)取締役および監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区　分	役員報酬		ストックオプション		支給総額
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
取締役 (うち社外取締役)	10名 (1名)	289 (14)	9名 (—名)	55 (—)	345 (14)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (5名)	82 (63)	4名 (3名)	13 (9)	95 (73)

(注) 1．ストックオプションは、当事業年度の費用計上額となります。
2．平成27年3月末現在の取締役は10名、監査役は5名であります。上記監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成26年6月25日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任した安永紀雄氏が含まれているためであります。
3．株主総会決議（平成25年6月25日開催第89期定時株主総会）による取締役報酬額は月額3,000万円以内（うち社外取締役分は月額150万円以内）、また株主総会決議（平成21年6月26日開催第85期定時株主総会）による監査役報酬額は月額800万円以内であります。
4．株主総会決議（平成26年6月25日開催第90期定時株主総会）によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の上限は、取締役（社外取締役を除く。）については年額1億円、監査役（非常勤監査役を除く。）については年額2,000万円（うち社外監査役分は1,500万円）であります。

(3)社外役員に関する事項

1)取締役

岩﨑　淳

ア．重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。

イ．当該事業年度における主な活動状況
取締役会への出席状況および発言状況
出席率は100％であります。
出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

ウ．責任限定契約の内容の概要
会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

2)監査役

①棚谷　俊文

ア．重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。

イ．当該事業年度における主な活動状況
（a）取締役会への出席状況および発言状況
出席率は95％であります。
出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
（b）監査役会への出席状況および発言状況
出席率は100％であります。
出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

ウ．責任限定契約の内容の概要
責任限定契約は締結しておりません。

②木元　誠剛

ア．重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。

イ．当該事業年度における主な活動状況
（a）取締役会への出席状況および発言状況
出席率は100％であります。
出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
（b）監査役会への出席状況および発言状況
出席率は100％であります。
出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

ウ．責任限定契約の内容の概要
責任限定契約は締結しておりません。

③岡　厚志

ア．重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。

イ．当該事業年度における主な活動状況
（a）取締役会への出席状況および発言状況
出席率は94%であります。
出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
（b）監査役会への出席状況および発言状況
出席率は100%であります。
出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

ウ．責任限定契約の内容の概要
責任限定契約は締結しておりません。

④田中　省二

ア．重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。

イ．当該事業年度における主な活動状況
（a）取締役会への出席状況および発言状況
出席率は95%であります。
出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
（b）監査役会への出席状況および発言状況
出席率は94%であります。
出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

ウ．責任限定契約の内容の概要
会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

3)当社は、施設工事の入札に係る独占禁止法違反事実に基づき、平成27年３月26日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。社外取締役岩﨑淳氏並びに社外監査役槻谷俊文、木元誠剛、岡厚志、及び田中省二の各氏は、当該命令を受けるまで当該違反事実を認識しておりませんでしたが、従前より取締役会等において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行っておりました。また、当該違反事実判明後は、内部統制の更なる強化を要請し、再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。

5.会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2)責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(3)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額

65百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

79百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(4)会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務(非監査業務)である新規連結手続きに関する助言業務を依頼し、対価を支払っております。

(5)当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のなかには、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けている海外の子会社があります。

(6)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6.会社の体制および方針

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年６月27日法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年２月６日法務省令第6号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、業務の適正を確保するための体制をより一層強化するため、取締役会の決議によって「内部統制基本方針」の一部を改正し、下記（1）の体制の充実を図ることを予定しております。

(1)職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成25年３月28日開催の取締役会において、内部統制の整備に関する基本方針をつぎのとおり決議いたしております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア．グループ倫理行動規範および倫理規程をコンプライアンス体制の基本とし、教育・研修等を通じてグループ全員に周知・徹底するものとします。

イ．コンプライアンスに係る通報体制として制定したグループ内部通報制度(倫理ホットライン)を、内部通報制度運用規程に基づき運用するものとします。

ウ．コンプライアンスの徹底については、コンプライアンス担当役員が統括管理し、コンプライアンスチームが中心となって徹底を図るものとします。

エ．内部監査部門である内部統制・監査部において、コンプライアンス状況を監査するものとし、監査結果を経営監理委員会に報告するものとする。

オ．取締役および使用人は、重大な法令違反等を発見したときは、遅滞なく経営監理委員会に報告するものとします。

カ．反社会的勢力や団体に対しては、「井関グループ倫理行動規範」に示した行動指針に基づき、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備と活動を行います。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書類等の取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程及び文書規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．リスク管理規程を制定するとともに、総合企画部を主管部とし、リスクの総合管理を行います。同部においては当社および当社グループを取り巻くあらゆるリスクの洗い出し・評価を実施し、適切な対策を講じるものとします。

イ．取締役および使用人は、重大なリスクが発生したときは、遅滞なく経営会議に報告するものとします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役は、権限規程・業務分掌規程等の諸規程、内部統制制度、予算制度、人事管理制度等を整備して、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するものとします。

イ．重要事項については、経営会議において多面的な検討を行うこととします。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．当社は、グループ全社に係る業務の適正性を確保するため、販売会社管理規程および関連会社管理規程を基礎として、グループ各社で諸規程を整備し、連携体制の強化を図るものとします。
経営管理については、販売会社管理規程および関連会社管理規程に従い、経営上の重要事項に関する承認および業務執行状況・財務状況の報告等による子会社経営の管理を行うものとします。

イ．リスクおよびコンプライアンス違反発生時には、グループ会社は直ちに業務主管部に通知し、業務主管部は内部統制・監査部と連携して適切な指示を行うものとします。

ウ．財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき体制を整備、有効性を評価および改善等を行うものとします。

エ．内部統制・監査部は定期的・不定期に内部統制監査を実施し、重要事項については経営監理委員会に報告するものとします。

オ．子会社が、当社からの経営管理・経営指導等の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社はその旨を業務主管部に報告するものとします。重大な法令違反等については、業務主管部は内部統制・監査部と連携して遅滞なく経営監理委員会に報告するものとします。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア．監査役が求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとします。

イ．当該使用人の任命、異動、懲戒、評価等に係る事項については、監査役会の同意を得た上で決定するものとします。

⑦取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．取締役および使用人は、当社およびグループ会社の業務または業績に関する重要な事項について、適宜監査役に報告するものとします。

イ．取締役および使用人は、重大な法令違反等を発見したとき、または重大なリスクが発生したときは直ちに監査役に報告するものとします。

ウ．監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることが出来るものとします。

エ．監査役は、コンプライアンス体制および内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役および使用人に意見を述べるとともに改善策の策定を求めることが出来るものとします。

(2)株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

（注）当事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表　（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**91,851**
現金及び預金	6,603
受取手形及び売掛金	30,404
商品及び製品	42,554
仕掛品	3,679
原材料及び貯蔵品	1,478
繰延税金資産	1,444
その他	5,777
貸倒引当金	△91
固定資産	**112,287**
有形固定資産	**92,992**
建物及び構築物	20,224
機械装置及び運搬具	9,363
工具、器具及び備品	2,754
土地	50,395
リース資産	8,455
建設仮勘定	1,771
その他	28
無形固定資産	**1,105**
投資その他の資産	**18,189**
投資有価証券	9,495
長期貸付金	1,003
退職給付に係る資産	513
繰延税金資産	846
その他	6,766
貸倒引当金	△436
資産合計	**204,138**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**92,689**
支払手形及び買掛金	36,935
電子記録債務	1,778
短期借入金	25,134
１年内返済予定の長期借入金	13,941
リース債務	2,662
未払消費税等	1,175
未払法人税等	776
繰延税金負債	75
未払費用	5,432
賞与引当金	322
その他	4,453
固定負債	**40,383**
長期借入金	18,520
リース債務	6,559
繰延税金負債	1,018
再評価に係る繰延税金負債	6,074
退職給付に係る負債	5,298
役員退職慰労引当金	125
資産除去債務	266
その他	2,519
負債合計	**133,073**
（純資産の部）	
株主資本	**51,470**
資本金	23,344
資本剰余金	13,454
利益剰余金	15,658
自己株式	△986
その他の包括利益累計額	**17,902**
その他有価証券評価差額金	2,979
土地再評価差額金	12,401
為替換算調整勘定	1,771
退職給付に係る調整累計額	750
新株予約権	**68**
少数株主持分	**1,624**
純資産合計	**71,065**
負債・純資産合計	**204,138**

連結損益計算書　（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**157,417**
売上原価		**111,777**
売上総利益		**45,640**
販売費及び一般管理費		**46,175**
営業損失		**535**
営業外収益		
受取利息	247	
受取配当金	168	
その他	1,709	2,125
営業外費用		
支払利息	623	
売上割引	99	
その他	368	1,091
経常利益		**499**
特別利益		
固定資産売却益	47	
負ののれん発生益	900	
持分変動利益	589	
受取補償金	21	
投資有価証券売却益	25	
関係会社株式売却益	96	1,680
特別損失		
固定資産除売却損	395	
減損損失	165	
課徴金	305	
その他	8	874
税金等調整前当期純利益		**1,304**
法人税、住民税及び事業税	1,662	
法人税等調整額	△29	1,633
少数株主損益調整前当期純損失		**328**
少数株主損失		9
当期純損失		**319**

連結株主資本等変動計算書　（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**23,344**	**13,454**	**17,266**	**△30**	**54,034**
会計方針の変更による累積的影響額	**—**	**—**	**△360**	**—**	**△360**
会計方針の変更を反映した当期首残高	**23,344**	**13,454**	**16,905**	**△30**	**53,673**
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△918	—	△918
当期純損失	—	—	△319	—	△319
自己株式の取得	—	—	—	△956	△956
持分法の適用範囲の変動	—	—	△8	—	△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	**—**	**—**	**△1,247**	**△956**	**△2,203**
当期末残高	**23,344**	**13,454**	**15,658**	**△986**	**51,470**

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	**1,338**	**11,831**	**1,170**	**△1,269**	**13,072**	**—**	**1,628**	**68,734**
会計方針の変更による累積的影響額	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**	**△360**
会計方針の変更を反映した当期首残高	**1,338**	**11,831**	**1,170**	**△1,269**	**13,072**	**—**	**1,628**	**68,374**
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△918
当期純損失	—	—	—	—	—	—	—	△319
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△956
持分法の適用範囲の変動	—	—	—	—	—	—	—	△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,640	569	600	2,019	4,830	68	△3	4,895
当期変動額合計	**1,640**	**569**	**600**	**2,019**	**4,830**	**68**	**△3**	**2,691**
当期末残高	**2,979**	**12,401**	**1,771**	**750**	**17,902**	**68**	**1,624**	**71,065**

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1．連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数　25社

(主要な連結子会社の名称)

㈱井関松山製造所、㈱井関熊本製造所、㈱井関新潟製造所、㈱井関邦栄製造所、㈱ヰセキ北海道、㈱ヰセキ東北、㈱ヰセキ関東、㈱ヰセキ信越、㈱ヰセキ東海、㈱ヰセキ北陸、㈱ヰセキ関西、㈱ヰセキ中国、㈱ヰセキ四国、㈱ヰセキ九州

平成26年５月に持分法適用関連会社である東風井関農業機械有限公司に事業統合された井関農機(常州)有限公司及び、平成27年３月に当社保有株式を全株式売却した㈱井関植木製作所を連結の範囲から除外しております。

また、平成26年７月に欧州における当社販売代理店YVAN BEAL S.A.S(ISEKI France S.A.Sに名称変更)の株式を100％保有する株主YB Holding S.A.S(ISEKI France Holding S.A.Sに名称変更)の全株式を取得し連結の範囲に含めております。

(2)主要な非連結子会社の名称等

N.V. ISEKI EUROPE S.A.

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用会社の数　２社

東風井関農業機械有限公司、ISEKI SALES (THAILAND)CO.,LTD.

当連結会計年度より重要性が増したISEKI SALES (THAILAND) CO.,LTD.を持分法の適用範囲に含めております。

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の主要な会社の名称等

N.V. ISEKI EUROPE S.A.

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱ヰセキ北海道ほか13社の決算日は12月31日、㈱井関松山製造所ほか８社の決算日は３月31日、ISEKI France S.A.Sほか１社の決算日は９月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、９月30日が決算日となるISEKI France S.A.Sほか１社については、12月31日に仮決算を行い、その他の会社については決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4．会計処理基準に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……連結決算末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

・時価のないもの……主として移動平均法による原価法

②デリバティブ……時価法

③たな卸資産……主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について定率法(ただし、工具及び平成10年４月１日以降の新規取得建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社グループを取り巻く経営環境は、国内においては、縮小傾向にあった農機需要がここ数年更新需要を中心に下げ止まる中、今後は農業政策の転換等農業情勢の大きな変化が予測されます。他方、海外においては、アジアにおける農機市場の拡大が見込まれ、グローバルで見た農機市場は今後も堅調に推移すると予測されます。

こうした中、国内外の激しい変化に対応しコスト構造改革を達成するとともに、グローバル展開の拡大に向け、新たな海外拠点の新設や国内の生産効率化のため省エネ・多機能・汎用性に優れた新鋭設備など、大型設備投資を行うこととしました。これらの設備が当連結会計年度から本格的に稼働することを契機として、有形固定資産の減価償却方法について改めて検討いたしました。

農機需要の変化への対応と低コスト生産体制を構築することで、国内市場においては安定した顧客基盤を確立し、また、拡大が見込まれるアジア市場の需要を取り込むためのマザー工場としてグローバルな生産体制を整えました。その結果、生産設備等の長期安定的な稼働が見込まれることから、使用年数にわたって均等に費用配分を行う「定額法」が当社グループの事業をより適切に反映できるものと判断いたしました。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の減価償却費は883百万円減少し、営業損失が876百万円減少、経常利益及び税金等調整前当期純利益が883百万円それぞれ増加しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(５年)、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間(３年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス･リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス･リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(３)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しております。

④工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末未完成工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(４)退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用並びに会計基準変更時差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により費用処理しております。会計基準変更時差異については、15年による按分額を定額法により費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用並びに会計基準変更時差異の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
・小規模企業における簡便法の採用
一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成24年５月17日 企業会計基準第26号。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成27年３月26日 企業会計基準適用指針第25号。 以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が554百万円増加し、利益剰余金が360百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業損失は31百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ31百万円減少しております。

(５)重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
・その他の工事
工事完成基準

(６)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めて計上しております。

(７)重要なヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を行っております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引及び金利スワップ取引	外貨建金銭債権債務及び借入金

③ヘッジ方針
為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする為に、為替予約取引及び金利スワップ取引を行っております。

(８)消費税等の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(９)のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却は、発生年度以降20年以内で均等償却を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額　100,630百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	1,982百万円
土地	5,341百万円
計	7,323百万円

担保に係る債務

短期借入金	7,190百万円
１年内返済予定の長期借入金	1,247百万円
その他(未払金)	９百万円
長期借入金	2,591百万円
その他(長期未払金)	９百万円
計	11,048百万円

3. 保証債務　8,830百万円
4. 偶発債務

当社は、平成25年11月19日に北海道を除く地域の施設工事の入札に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会による立ち入り検査を受け、平成27年３月26日付で課徴金納付命令書を受領し、305百万円を特別損失に計上しております。
なお、当社の連結子会社である株式会社ヰセキ北海道において、平成26年7月29日、「北海道に所在する農業協同組合、地方公共団体等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵等施設及び同施設に設置される設備機器の建設工事」に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受け、引き続き調査を受けております。今後、課徴金等による損失が発生する可能性がありますが、現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、又、当該事象が連結計算書類に与える影響は明らかではありません。

5. 受取手形割引高　２百万円
6. 受取手形裏書譲渡高　106百万円
7. 事業用土地の再評価

当社において、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部（固定負債）に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出
・再評価を行った年月日……平成13年３月31日
・再評価を行った土地の期末時価と再評価後の帳簿価額との差額　△12,294百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首の株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
（発行済株式）普通株式	229,849,936	—	—	229,849,936
（自己株式）普通株式	117,254	3,841,893	—	3,959,147

（注）自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによる取得11,893株及び取締役会決議（平成26年５月29日）による取得3,830,000株であります。

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月25日定時株主総会	普通株式	918	4.00	平成26年３月31日	平成26年６月26日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	677	3.00	平成27年３月31日	平成27年６月25日

3．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　401,000株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動の維持拡大に必要な資金については銀行等金融機関からの借入や社債発行にて調達しており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況を把握することによりリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債務とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い実需の範囲で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。((注２)をご参照ください)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（※）	時　価（※）	差　額
(1) 現金及び預金	6,603	6,603	—
(2) 受取手形及び売掛金	30,404	30,404	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	8,800	8,800	—
(4) 支払手形及び買掛金	(36,935)	(36,935)	—
(5) 電子記録債務	(1,778)	(1,778)	—
(6) 短期借入金	(25,134)	(25,134)	—
(7) 長期借入金	(32,462)	(32,503)	41
(8) デリバティブ取引	—	—	—

※負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(１)現金及び預金、並びに(２)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(３)投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(４)支払手形及び買掛金、(５)電子記録債務、並びに(６)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(７)長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利による長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行なった場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(８)デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるもの又は金利スワップの特例処理によるものは、それぞれヘッジ対象とされている受取手形及び売掛金又は長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該受取手形及び売掛金又は長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額695百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ･フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(３)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、愛媛県、熊本県その他の地域において、賃貸用の事務所や土地等を所有しております。平成２７年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は84百万円（賃貸収益は売上高又は営業外収益に、主な賃貸費用は営業費用又は営業外費用に計上）、固定資産売却益は18百万円、固定資産除売却損は41百万円、減損損失165百万円であります。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,308	△492	2,815	2,568

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
（注2）当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は事業用資産から賃貸等不動産への振替（226百万円）であり、主な減少額は売廃却（533百万円）、減損損失（165百万円）であります。
（注3）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	307円 11銭
1株当たり当期純損失	1円 40銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表　(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額	科　目	金　額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**69,711**	**流動負債**	**58,149**
現金及び預金	2,687	支払手形	17,471
受取手形	7,233	電子記録債務	436
売掛金	30,082	買掛金	15,535
商品及び製品	15,825	短期借入金	8,400
仕掛品	295	１年内返済予定の長期借入金	10,620
原材料及び貯蔵品	301	リース債務	164
前渡金	158	未払金	907
前払費用	216	未払費用	2,984
繰延税金資産	354	未払法人税等	37
短期貸付金	9,255	前受金	384
その他	3,310	預り金	231
貸倒引当金	△9	その他	976
固定資産	**69,483**	**固定負債**	**23,504**
有形固定資産	**35,233**	長期借入金	12,702
建物	5,049	リース債務	378
構築物	464	繰延税金負債	498
機械及び装置	2,163	再評価に係る繰延税金負債	6,074
車両運搬具	1	退職給付引当金	3,026
工具、器具及び備品	1,304	資産除去債務	112
土地	25,276	長期預り金	647
リース資産	298	その他	63
建設仮勘定	675	**負債合計**	**81,654**
無形固定資産	**578**	**(純資産の部)**	
借地権	85	**株主資本**	**42,105**
ソフトウェア	219	資本金	23,344
リース資産	209	資本剰余金	14,004
その他	64	資本準備金	11,554
投資その他の資産	**33,671**	その他資本剰余金	2,450
投資有価証券	9,182	利益剰余金	5,743
関係会社株式	18,637	その他利益剰余金	5,743
出資金	95	繰越利益剰余金	5,743
関係会社出資金	1,941	自己株式	△986
長期貸付金	3,237	**評価・換算差額等**	**15,366**
長期前払費用	514	その他有価証券評価差額金	2,965
その他	864	土地再評価差額金	12,401
貸倒引当金	△122	**新株予約権**	**68**
投資損失引当金	△680	**純資産合計**	**57,541**
資産合計	**139,195**	**負債・純資産合計**	**139,195**

損益計算書　（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**92,252**
売上原価		**81,232**
売上総利益		**11,020**
販売費及び一般管理費		**13,680**
営業損失		**2,660**
営業外収益		
受取利息	406	
受取配当金	977	
受取賃貸料	1,335	
その他	1,398	4,117
営業外費用		
支払利息	254	
売上割引	43	
賃貸費用	1,158	
その他	200	1,656
経常損失		**198**
特別利益		
固定資産売却益	6	
関係会社株式売却益	11	17
特別損失		
固定資産除売却損	204	
課徴金	305	
その他	7	517
税引前当期純損失		**698**
法人税、住民税及び事業税	353	
法人税等調整額	△109	243
当期純損失		**942**

株主資本等変動計算書　（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	23,344	11,554	2,450	14,004	8,087	8,087
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△483	△483
会計方針の変更を反映した当期首残高	23,344	11,554	2,450	14,004	7,604	7,604
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△918	△918
当期純損失	—	—	—	—	△942	△942
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△1,861	△1,861
当期末残高	23,344	11,554	2,450	14,004	5,743	5,743

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△30	45,406	1,321	11,831	13,153	—	58,560
会計方針の変更による累積的影響額	—	△483	—	—	—	—	△483
会計方針の変更を反映した当期首残高	△30	44,923	1,321	11,831	13,153	—	58,077
当期変動額							
剰余金の配当	—	△918	—	—	—	—	△918
当期純損失	—	△942	—	—	—	—	△942
自己株式の取得	△956	△956	—	—	—	—	△956
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	1,643	569	2,212	68	2,281
当期変動額合計	△956	△2,817	1,643	569	2,212	68	△536
当期末残高	△986	42,105	2,965	12,401	15,366	68	57,541

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)満期保有目的の債券‥‥‥‥‥‥　償却原価法

(2)子会社株式及び関連会社株式‥‥　移動平均法による原価法

(3)その他有価証券

・時価のあるもの‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　移動平均法による原価法

2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　時価法

3．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)製品・販売用部品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2)原材料・貯蔵品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、当社は、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について定率法(ただし、工具及び平成10年４月１日以降の新規取得建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社グループを取り巻く経営環境は、国内においては、縮小傾向にあった農機需要がここ数年更新需要を中心に下げ止まる中、今後は農業政策の転換等農業情勢の大きな変化が予測されます。他方、海外においては、アジアにおける農機市場の拡大が見込まれ、グローバルで見た農機市場は今後も堅調に推移すると予測されます。

こうした中、国内外の激しい変化に対応しコスト構造改革を達成するとともに、グローバル展開の拡大に向け、新たな海外拠点の新設や国内の生産効率化のため省エネ・多機能・汎用性に優れた新鋭設備など、大型設備投資を行うこととしました。これらの設備が当事業年度から本格的に稼働することを契機として、有形固定資産の減価償却方法について改めて検討いたしました。

農機需要の変化への対応と低コスト生産体制を構築することで、国内市場においては安定した顧客基盤を確立し、また、拡大が見込まれるアジア市場の需要を取り込むためのマザー工場としてグローバルな生産体制を整えました。その結果、生産設備等の長期安定的な稼働が見込まれることから、使用年数にわたって均等に費用配分を行う「定額法」が当社グループの事業をより適切に反映できるものと判断いたしました。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の減価償却費が231百万円減少し、営業損失が171百万円、経常損失及び税引前当期純損失が231百万円それぞれ減少しております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年)、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間（３年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス･リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス･リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)投資損失引当金

関係会社等への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し必要額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を定額法により費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

又、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用並びに会計基準変更時差異の未処理額の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成24年５月17日 企業会計基準第26号。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成27年３月26日 企業会計基準適用指針第25号。 以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が743百万円増加し、繰延利益剰余金が483百万円減少しております。また、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ17百万円増加しております。

(4)工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末未完成工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

6．収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1)当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2)その他の工事

工事完成基準

7．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8．ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引及び金利スワップ取引	外貨建金銭債権債務及び借入金

(3)ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする為に、為替予約取引及び金利スワップ取引を行っております。

9．消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産減価償却累計額　51,557百万円

2．保証債務　20,130百万円

3．偶発債務

当社は、平成25年11月19日に北海道を除く地域の施設工事の入札に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会による立ち入り検査を受け、平成27年３月26日付で課徴金納付命令書を受領し、305百万円を特別損失に計上しております。

なお、当社の連結子会社である株式会社ヰセキ北海道において、平成26年７月29日、「北海道に所在する農業協同組合、地方公共団体等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵等施設及び同施設に設置される設備機器の建設工事」に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受け、引き続き調査を受けております。今後、課徴金等による損失が発生する可能性がありますが、現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、又、当該事象が計算書類に与える影響は明らかではありません。

4．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権　35,188百万円

長期金銭債権　2,744百万円

短期金銭債務　24,812百万円

5．事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部（固定負債）に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法・・・・・・・・・土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令 第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出

・再評価を行った年月日　・・・平成13年３月31日

・再評価を行った土地の期末時価と再評価後の帳簿価額との差額　△12,294百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高　62,456百万円

仕入高　66,954百万円

営業取引以外の取引高　8,830百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	117,254	3,841,893	－	3,959,147

（注）自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによる取得11,893株及び取締役会決議(平成26年５月29日)による取得3,830,000株であります。

税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
たな卸資産評価損	90百万円
減損損失	366百万円
関係会社株式評価損	2,327百万円
投資損失引当金	217百万円
賞与引当金	114百万円
退職給付引当金	975百万円
その他	1,047百万円
繰延税金資産 小計	5,139百万円
評価性引当額	△3,809百万円
繰延税金資産 合計	1,330百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額	1,395百万円
その他	78百万円
繰延税金負債 合計	1,474百万円

２．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号)が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33％、平成28年４月１日以降のものについては32％となりました。

この税率変更により繰延税金資産が21百万円、繰延税金負債は54百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が97百万円、その他有価証券評価差額金は130百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が569百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社の役員	栗原尉二	―	―	㈱井関植木製作所代表取締役	なし	有価証券の売却	有価証券の売却売却代金(注2)	11(注3)	―	―

(注) 1．取引金額には消費税等は含まれていません。
2．㈱井関植木製作所は当社連結子会社でありましたが、当事業年度において当社が所有する当該会社株式を、当該会社の代表取締役である栗原尉二氏に全株売却いたしました。
3．価格については、当該会社の財政状態を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	254円 42銭
1株当たり当期純損失	4円 13銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

井関農機株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　川　佳　男　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　谷　智　英　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、井関農機株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、井関農機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について定率法（ただし、工具及び平成10年４月１日以降の新規取得建物(建物附属設備を除く)については定額法）を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

井関農機株式会社
　取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　川　佳　男　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　谷　智　英　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、井関農機株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
個別注記表の重要な会計方針に係る事項等に記載されているとおり、会社は、従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について定率法（ただし、工具及び平成10年４月１日以降の新規取得建物(建物附属設備を除く)については定額法）を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月1日から平成27年３月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり独占禁止法違反により公正取引委員会から平成27年３月26日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。監査役会としては、公正取引委員会による立入検査（平成25年11月19日）以降、グループ全体で再発防止及びコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

井関農機株式会社　監査役会

常勤監査役　亀川正晴　㊞

常勤監査役　槻谷俊文　㊞

常勤監査役　木元誠剛　㊞

常勤監査役　岡　厚志　㊞

監査役　田中省二　㊞

（注）　常勤監査役槻谷俊文、常勤監査役木元誠剛、常勤監査役岡厚志及び監査役田中省二は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する配当の決定を最重要政策の一つと認識しており、連結業績のみならず、グループの財務体質や今後の事業展開、経営環境の変化などを総合勘案し、継続した配当の維持、向上を基本方針といたしております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類
　金銭

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき３円　総額677,672,367円

③剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月25日

第2号議案　定款一部変更の件

(1)決算期（事業年度の末日）の変更
　当社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとしておりますが、事業サイクルに合わせて当社および当社グループの決算期を12月末に統一することで、
①予算編成や業績管理など経営および事業運営の効率化を図る。
②経営情報を適時・的確に開示し、経営の透明性の更なる向上を図る。
ことを目的として、当社の事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更いたします。これにともない、現行定款第13条、第14条、第39条および第40条に所要の変更を行うものであります。
　また、事業年度の変更にともない、第92期事業年度は、2015年４月１日から2015年12月31日までの９ヵ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。
　なお、現在決算期が12月31日以外の国内連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

(2)役付取締役の廃止並びに株主総会及び取締役会の招集権者等の変更
　事業環境の変化に対応する迅速な経営の意思決定を可能にするため、取締役の階層を減らすことを目的に役付取締役を廃止し、取締役におけるこれらの地位をすべて削除するものであります。また、役付取締役の廃止に伴い、株主総会並びに取締役会の招集権者及び議長を代表取締役に変更するものであります。これにともない、現行定款第15条、第23条および第24条に所要の変更を行うものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分が変更箇所です。）

現行定款	変更案
第13条（招集） 定時株主総会は、毎年４月１日から３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。	第13条（招集） 定時株主総会は、毎年１月１日から起算して３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。
第14条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。	第14条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。
第15条（招集権者及び議長） 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2　取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第15条（招集権者及び議長） 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会が定めた順序により先順位の代表取締役がこれを行う。 2　全ての代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第23条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役会長１名、取締役副会長若干名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長及び専務取締役は各自会社を代表する。	第23条（代表取締役及び業務執行取締役） 取締役会は、その決議によって、代表取締役を１名以上選定する。

（下線部分が変更箇所です。）

現行定款	変更案
2　取締役社長は取締役会を主宰する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。	2（1）代表取締役は取締役会を主宰する。ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会が定めた順序により先順位の代表取締役がこれを行う （2）全ての代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。
3　取締役副会長は取締役会長を補佐する。	《削　除》
4　取締役社長は取締役会の決議に基づいて会社業務を執行し、且つその全般を統轄する。	《削　除》
5　取締役副社長は取締役社長を補佐し、取締役社長に事故ある場合はその職務を代行する。	《削　除》
6　専務取締役は取締役社長及び取締役副社長を補佐し、取締役社長及び取締役副社長に事故ある場合はその職務を代行する。	《削　除》
7　前２項の職務代行について取締役副社長及び専務取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序によるものとする。	《削　除》
（新設）	3　代表取締役は、会社業務を執行し、会社を代表する。
（新設）	4　取締役会は、その決議によって、会社業務を執行する取締役を定めることができる。
第24条（取締役会） 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。	第24条（取締役会） 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。
2　取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。	2（1）取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会が定めた順序により先順位の代表取締役がこれを行う。 （2）全ての代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。
3　取締役会の招集は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に通知するものとする。 但し、緊急必要あるときは、更にこれを短縮し、又は取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	3　取締役会の招集は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に通知するものとする。 但し、緊急必要あるときは、更にこれを短縮し、又は取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
4　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。	4　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。
5　当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。	5　当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
第39条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年の３月31日までの１年とする。	第39条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。
第40条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。	第40条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
（新設）	附則 第１条 第39条の規定にかかわらず、第92期事業年度は2015年４月１日から2015年12月31日までとする。なお、本附則は、第92期事業年度経過後、これを削除する。

第3号議案　取締役10名選任の件

現在の取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者はつぎのとおりであります。

再任

1 南（みなみ）　健治（けんじ）
（昭和22年１月３日生）

所有する当社の株式の数
207,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和44年 ４ 月	株式会社日本勧業銀行入行
平成 ６ 年 ５ 月	株式会社第一勧業銀行 営業第四部長
平成 ７ 年 ４ 月	同行 人事部長
平成 ９ 年 ６ 月	同行 取締役人事部長
平成 ９ 年10月	同行 取締役本店審議役
平成10年 ５ 月	同行 常務取締役
平成12年 ６ 月	同行 常務執行役員
平成12年 ９ 月	株式会社みずほホールディングス常務執行役員
平成13年 ６ 月	当社専務取締役 当社社長補佐
平成15年 ４ 月	当社監査室担当
平成19年10月	当社取締役副社長
平成21年 ４ 月	当社副社長執行役員
平成24年 ６ 月	当社取締役会長 現在に至る 当社会長執行役員 現在に至る
平成27年 ５ 月	当社内部統制・監査部担当 現在に至る

（重要な兼職の状況）
該当なし

再任

2 木村（きむら）　典之（のりゆき）
（昭和29年４月９日生）

所有する当社の株式の数
117,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和52年 ４ 月	当社入社
平成11年 ２ 月	当社関西支店長
平成11年12月	京滋ヰセキ販売株式会社取締役社長
平成14年 １ 月	当社農機事業部長
平成14年11月	株式会社ヰセキ北海道取締役社長
平成19年 ４ 月	当社執行役員
平成22年12月	当社常務執行役員
平成24年 ４ 月	当社専務執行役員 当社社長補佐
平成24年 ６ 月	当社取締役社長 現在に至る 当社社長執行役員 現在に至る

（重要な兼職の状況）
該当なし

再任

3 多田（ただ） 進（すすむ）

（昭和26年１月25日生）

所有する当社の株式の数
95,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和48年 4 月	株式会社第一勧業銀行入行
平成12年 5 月	同行 金融法人部長
平成14年 4 月	株式会社みずほコーポレート銀行 金融法人第一部長
平成16年 4 月	当社顧問
平成16年 6 月	当社取締役 当社財務部担当
平成18年 4 月	当社内部統制監理室担当
平成19年10月	当社常務取締役 当社総合企画部担当
平成20年12月	当社事務企画部担当 現在に至る
平成21年 4 月	当社常務執行役員
平成21年12月	当社総合企画部管掌 当社財務部管掌 当社人事部管掌
平成22年 7 月	当社ＩＲ・広報室担当
平成22年12月	当社専務取締役 現在に至る 当社専務執行役員 現在に至る
平成24年 4 月	当社監査室担当
平成25年 4 月	当社内部統制・監査部担当
平成26年 4 月	当社総合企画部担当 現在に至る 当社ＩＲ・広報室担当 現在に至る
平成26年 6 月	当社人事部管掌 現在に至る

（重要な兼職の状況）
該当なし

再任

4 菊池（きくち） 昭夫（あきお）

（昭和27年９月７日生）

所有する当社の株式の数
121,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和52年 4 月	当社入社
平成11年 7 月	当社市場開発部長
平成14年 1 月	当社販売促進部長
平成16年 8 月	当社営業本部副本部長
平成17年 6 月	当社取締役
平成19年12月	当社執行役員 株式会社ヰセキ東北取締役社長
平成21年12月	当社常務執行役員
平成23年 1 月	当社営業本部長 現在に至る
平成23年 6 月	当社常務取締役
平成24年 6 月	当社専務取締役 現在に至る 当社専務執行役員 現在に至る 当社営業本部担当 現在に至る

（重要な兼職の状況）
該当なし

再任

5 木下（きのした） 榮一郎（えいいちろう）

(昭和27年７月16日生)

所有する当社の株式の数

82,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和52年 4 月	当社入社
平成14年 1 月	当社筑波研究室長
平成16年 6 月	当社野菜移植技術部長
平成18年10月	当社開発推進部長
平成19年 3 月	株式会社井関熊本製造所取締役社長
平成20年10月	当社執行役員 当社開発製造本部副本部長 当社生産担当 当社エンジン事業担当
平成20年11月	当社開発担当
平成21年 4 月	当社商品企画部担当
平成21年12月	当社常務執行役員 当社開発製造本部長 現在に至る
平成22年 6 月	当社常務取締役 当社開発製造本部担当 現在に至る
平成23年 4 月	当社商品企画部担当
平成24年 6 月	当社専務取締役 現在に至る 当社専務執行役員 現在に至る

(重要な兼職の状況)
該当なし

再任

6 真木（まき） 康則（やすのり）

(昭和26年５月１日生)

所有する当社の株式の数

74,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和49年 4 月	当社入社
平成14年 1 月	当社総合企画部長
平成16年 2 月	当社財務部長
平成16年 6 月	当社連結監理部長
平成19年10月	当社執行役員
平成20年 6 月	当社取締役 当社財務部担当 現在に至る
平成21年 4 月	当社執行役員
平成21年12月	当社財務部長
平成24年 4 月	当社常務取締役 現在に至る 当社常務執行役員 現在に至る 当社内部統制監理室担当
平成26年 4 月	当社内部統制・監査部担当

(重要な兼職の状況)
該当なし

再任

7 豊田（とよだ） 佳之（よしゆき）

(昭和27年２月27日生)

所有する当社の株式の数
49,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和49年 ４月　株式会社第一勧業銀行入行
平成14年 ４月　株式会社みずほコーポレート銀行 国際営業部長
平成21年 ４月　東京センチュリーリース株式会社 常務執行役員
平成22年 ４月　当社執行役員
　　当社海外営業本部副本部長
平成24年 ４月　当社常務執行役員 現在に至る
　　当社海外営業本部長 現在に至る
　　当社中国(常州)事業担当
平成24年 ６月　当社常務取締役 現在に至る
　　当社海外営業本部担当 現在に至る

(重要な兼職の状況)
該当なし

再任

8 新（あらた） 真司（しんじ）

(昭和33年10月９日生)

所有する当社の株式の数
21,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和58年 ４月　農林中央金庫入庫
平成20年 ７月　同金庫 富山支店長
平成22年 ７月　同金庫 営業第三部長
平成24年 ６月　当社顧問
平成24年 ６月　当社執行役員 現在に至る
　　当社営業本部副本部長 現在に至る
　　当社総務部、松山総務部、熊本総務部、新潟総務部担当
　　現在に至る
平成25年 ６月　当社取締役 現在に至る

(重要な兼職の状況)
該当なし

新任

9 神野（じんの） 修一（しゅういち）

(昭和37年10月14日生)

所有する当社の株式の数
23,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和60年 4 月　当社入社
平成20年 4 月　当社事務企画部長
平成23年12月　当社ＩＲ・広報室長
平成25年10月　当社人事部長 現在に至る

(重要な兼職の状況)
該当なし

再任

10 岩﨑（いわさき） 淳（あつし）

(昭和34年1月9日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成 2 年11月　センチュリー監査法人入所
平成 3 年 3 月　公認会計士登録
平成 9 年 3 月　不動産鑑定士登録
平成17年 8 月　新日本監査法人退所
平成17年 9 月　岩﨑公認会計士事務所所長 現在に至る
平成25年 6 月　当社取締役 現在に至る

(重要な兼職の状況)
公認会計士

(注) 1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．神野修一氏は、新任候補者であります。
3．取締役候補者の所有する当社株式数は、平成27年３月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役神野修一氏の所有する当社株式23,000株のうち22,000株は、㈱セキ株式保有会を通じての保有分であります。本議案をご承認いただき、同氏が取締役に就任した場合には、㈱セキ株式保有会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。
4．岩﨑淳氏は、社外取締役の候補者であります。
なお、当社は岩﨑淳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．岩﨑淳氏は、公認会計士としての経験・知見が豊富であり、当社の論理に捉われず、企業社会全体を踏まえた客観的な視点で独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、岩崎淳氏は過去に社外取締役によりまたは社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6．岩﨑淳氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
7．岩﨑淳氏と当社とは、会社法第423条第1項に定める社外取締役の当社に対する賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする、責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、岩崎淳氏が再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。
8．社外取締役候補者の岩崎淳氏が社外取締役として在任中に発生した法令違反の概要ならびに当該法令違反の発生予防のために行った行為および発生後の対応として行った行為の概要につきましては16頁に記載のとおりであります。

第4号議案　監査役１名選任の件

監査役亀川正晴氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者はつぎのとおりであります。

再任 亀川（かめかわ）　正晴（まさはる） (昭和27年１月１日生) 所有する当社の株式の数 41,000株	**略歴、地位および重要な兼職の状況** 昭和45年 ４ 月　当社入社 平成17年 ３ 月　当社連結監理部長 平成18年 ４ 月　当社内部統制監理室長 平成23年 ６ 月　当社常勤監査役 現在に至る **(重要な兼職の状況)** 該当なし

(注) １．亀川正晴氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．監査役候補者の所有する当社株式数は、平成27年３月31日現在の状況を記載しております。

以　上

メ モ 欄

株主総会会場ご案内図

会　　場：〒116－0014　東京都荒川区東日暮里５丁目50番５号　ホテルラングウッド　２階　「鳳凰の間」
電話　03－3803－1234（代）

最 寄 駅：JR日暮里駅、京成日暮里駅、日暮里・舎人ライナー日暮里駅から徒歩３分

※駐車場の収容台数には限りがございますので、電車等の交通機関をご利用ください。

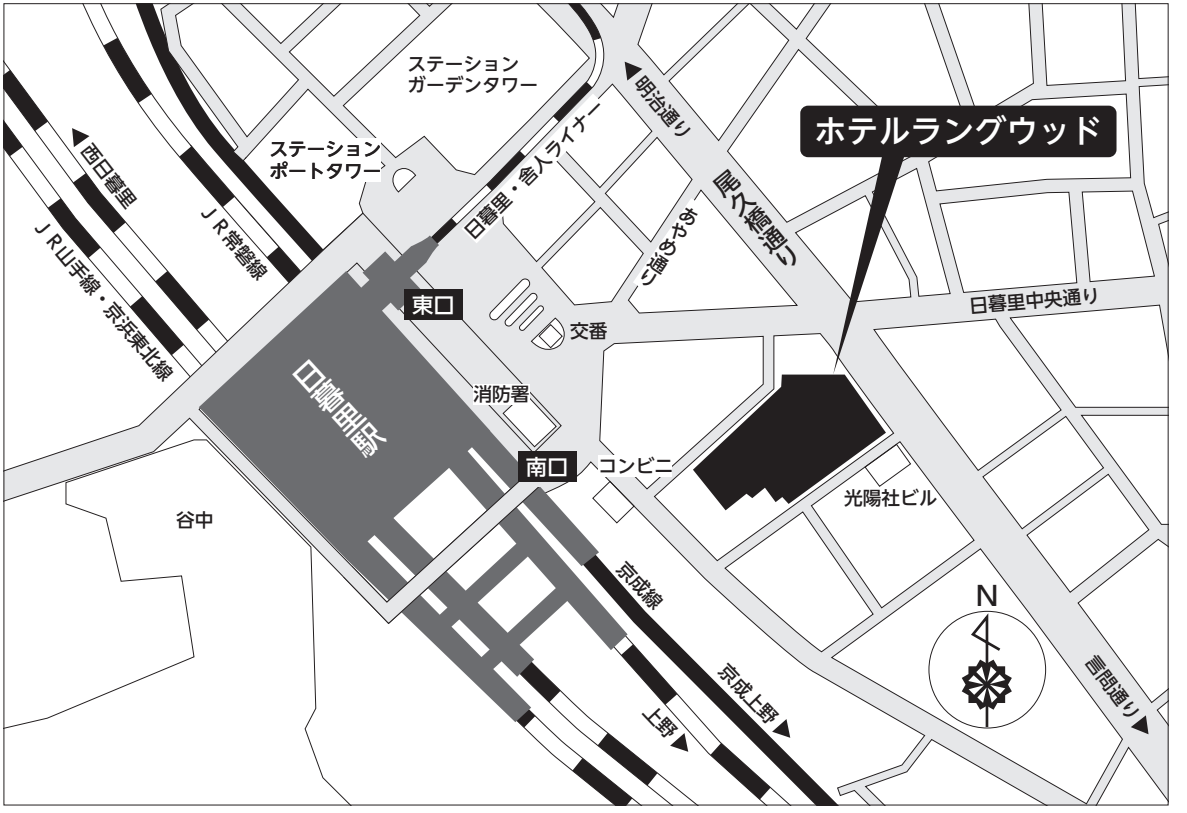

ISEKI 井関農機株式会社

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
www.fsc.org FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK